# 令 和 元 年 度

和 光 市 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

和光市監査委員



和 監 第 1 8 号 令和 2 年 8 月 1 3 日

和光市長 松 本 武 洋 様

和光市監查委員 山 田 史 明

同 菅原 満

令和元年度和光市健全化判断比率及び 資金不足比率の審査意見について

令和2年7月20日付け和財第18号で和光市長より依頼のあった標記の件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度和光市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

# 令和元年度和光市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

## 1 審査の概要

## (1) 審査の対象

ア 令和元年度 健全化判断比率

- (7) 実質赤字比率
- (4) 連結実質赤字比率
- (ウ) 実質公債費比率
- (工) 将来負担比率
- イ 令和元年度 資金不足比率
- ウ ア及びイの比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## (2) 審査の期間

令和2年7月20日から令和2年8月7日まで

## (3) 審査の方法

この審査は、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率が、 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)その他 関係法令に基づいて算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適 正に作成されているかを主眼として、決算書等関係書類との照合及び関係課か ら説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

## 2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定され、作成されているものと認められた。

## (1) 令和元年度 健全化判断比率

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	_	12.70%
連結実質赤字比率	_	17.70%
実質公債費比率	2.6 %	25.0 %
将来負担比率	36.8 %	350.0 %

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が生じていないため、「一」と記載 する。

#### (2) 算出比率の推移

区 分	令和元年度	平成 30 年度
実質赤字比率	△ 11.13%( 12.70%)	△ 9.83%( 12.74%)
連結実質赤字比率	△ 22.34%( 17.70%)	△ 22.30%( 17.74%)
実質公債費比率	2.6% (25.0%)	2.3%( 25.0%)
将来負担比率	36.8%( 350.0%)	51.1%( 350.0%)

## ※( )内の数値は、早期健全化基準

## ア 実質赤字比率

令和元年度決算の一般会計における歳入歳出差引額は、19億513万4千円で、当該金額から翌年度に繰り越すべき財源1億7,366万5千円を差し引いた実質収支額17億3,146万9千円に和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計の実質収支額7,144万6千円を加えて得た額18億291万5千円は黒字となっており、これを標準財政規模161億9,013万4千円で除して得た実質赤字比率は△11.13%で、早期健全化基準の12.70%と比較すると、この基準を下回っている。

## イ 連結実質赤字比率

令和元年度決算の一般会計、特別会計及び公営企業会計の実質収支額の合計額は、36億1,796万6千円の黒字となっており、これを標準財政規模161億9,013万4千円で除して得た連結実質赤字比率は $\triangle 22.34\%$ で、早期健全化基準の17.70%と比較すると、この基準を下回っている。

## ウ 実質公債費比率

実質公債費比率の単年度比率は、平成 29 年度で 2.23%、平成 30 年度で 2.36%、令和元年度 3.37%で、実質公債費比率とするこれらの比率の 3 か年 平均は、2.6%となっており、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、この 基準を下回っている。

## 工 将来負担比率

令和元年度の将来負担比率は、一般会計等の地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、組合負担等見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額を加えた将来負担額 227 億8,998 万 2 千円から、充当可能な財源等の額 172 億876 万 7 千円を控除して得た実質的な負債額 55 億8,121 万 5 千円を、標準財政規模 161 億9,013 万 4 千円から基準財政需要額に算入される地方債の元利償還金等の額 10 億

5,732 万 7 千円を控除して得た額 151 億 3,280 万 7 千円で除して得た比率が 36.8%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、この基準を 下回っている。

## (3) 令和元年度 資金不足比率

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	_	20.0%
下水道事業会計	_	20.0%

※ 水道事業会計及び下水道事業会計については、資金不足比率が生じていないため、「一」と記載する。

#### (4) 算出比率の推移

区 分	令和元年度	平成 30 年度
水道事業会計	△100.9%(20.0%)	△112.5%(20.0%)
下水道事業会計	$\triangle 29.1\% (20.0\%)$	$\triangle 24.6\% (20.0\%)$

※() 内の数値は、経営健全化基準

## ア 水道事業会計

令和元年度決算の水道事業会計では、流動資産の額は 13 億 9,798 万 5 千円で、流動負債の額 1 億 8,454 万 7 千円を上回っており、資金不足が生じていない。この流動資産の額から流動負債の額を控除して得た資金不足額 $\triangle 12$  億 1,343 万 8 千円を、事業の規模 12 億 257 万 6 千円で除して得た資金不足比率は $\triangle 100.9\%$ で、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、この基準を下回っている。

## イ 下水道事業会計

令和元年度決算の下水道事業会計では、流動資産の額が 3 億 8,518 万 2 千円で、流動負債の額 1 億 2,565 万円を上回っており、資金不足が生じていない。この流動資産の額から流動負債の額を控除して得た資金不足額 $\triangle$  2 億 5,953 万 2 千円を、事業の規模 8 億 9,116 万 3 千円で除して得た資金不足比率は $\triangle$  29.1%で、経営健全化基準の 20.0% と比較すると、この基準を下回っている。

#### 3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。